

<h1>静岡市報</h1>	No. 31
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市歴史博物館条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 29
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 32

**規 則**

- 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 41
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 43
- 静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則を廃止する規則・・・・・・・・・・ 45

**議会規則**

- 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

**議会告示**

○政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正

..... 49

---

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）

歴史博物館の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第61号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の訂正に関する通知先を変更するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第62号）

農業委員の一斉改選に伴い、委員の定数を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第63号）

押印規定の見直しに伴い、審査申出書等における押印を不要とするため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第64号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除における特例の対象期間を延長するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第65号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付に係る手数料を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第66号）

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、電磁的方法による事業報告書等の閲覧対象から個人情報を除外するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第67号）

船越生涯学習交流館の建て替えによる閉館に伴い、名称及び位置を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第68号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第69号）

道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるなど、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第70号）

両河内地区における小中一貫校の整備に伴い、清水中河内小学校、清水西河内小学校及び清水和田島小学校を廃止し、清水両河内小学校を設置するため、名称及び位置について、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第71号）

災害対策基本法の一部改正に伴い、避難情報に係る区分について、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市歴史博物館条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第60号

#### 静岡市歴史博物館条例

(設置)

第1条 静岡市は、地域の歴史に関する資料の収集、展示を行うとともに、歴史に関する調査研究及び地域の歴史的価値の発信を行うことにより、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市歴史博物館	静岡市葵区追手町4番16号

(博物館の構成)

第2条 静岡市歴史博物館（以下「博物館」という。）は、次の施設をもって構成する。

- (1) 基本展示室
- (2) 企画展示室
- (3) 歴史体感広場
- (4) 資料室
- (5) 講座室
- (6) 屋外広場
- (7) 前各号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史に関する実物、模写、文献、写真等（以下「歴史資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 歴史に関する調査研究に関すること。
- (3) 歴史に関する講演会等の開催に関すること。

- (4) 歴史に関する知識の普及に関すること。
- (5) 他の博物館その他教育、学術又は文化に関する諸施設との連携協力に関すること。
- (6) 市民の歴史を通じた交流の場の提供及び市民の学習活動の支援に関すること。
- (7) 歴史的価値の発信による交流の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、第25条の規定による指定を受けて博物館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(展示)

第6条 博物館の歴史資料の展示は、基本展示（平常時に行う歴史資料の展示をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）及び企画展示（基本展示以外の展示で、期間を限定した特別の企画に基づくものをいう。以下この条及び別表第1において同じ。）に区分して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、大規模な企画展示を行う期間において基本展示を行うことが困難であると認めるときは、基本展示を行わないことができる。

(観覧料)

第7条 博物館の歴史資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、観覧料を無料とする。
  - (1) 市内に居住し、又は通学する小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者
  - (2) 小学校の就学の始期に達していない者

(観覧料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市の都合で観覧できなくなったとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別観覧)

第10条 博物館において、歴史資料の熟覧、模写、模造、撮影又は写真原版の使用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(特別観覧の不許可等)

第11条 指定管理者は、第23条各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないことができる。

2 指定管理者は、前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の条件を変更し、特別観覧を停止し、又は特別観覧の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(特別観覧の権利の譲渡等の禁止)

第12条 特別観覧者は、特別観覧の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可)

第13条 博物館の施設のうち講座室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、講座室の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。

(3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(5) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(6) 講座室又はその設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(講座室の優先利用)

第15条 講座室を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、講座室を優先して利用することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(特別閲覧料等の納付)

第16条 特別閲覧者は別表第2に定める特別閲覧料を、第13条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「講座室利用者」という。)は別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(特別閲覧料等の減額又は免除)

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、特別閲覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別閲覧料等の不還付)

第18条 既納の特別閲覧料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 特別閲覧者又は講座室利用者の責めに帰すことのできない理由により特別閲覧又は講座室の利用をすることができなくなったとき。

(2) 特別閲覧者又は講座室利用者が特別閲覧又は講座室の利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第19条 講座室利用者は、講座室に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第20条 講座室利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第21条 指定管理者は、講座室利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当す

るときは、講座室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第14条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当であると認めるとき。

(原状回復の義務)

第22条 講座室利用者は、講座室の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは次条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 博物館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第24条 博物館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第25条 博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第26条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第27条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が博物館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が博物館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第28条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第29条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 特別閲覧及び講座室の利用の許可に関すること。
- (3) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第30条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第26条から第28条まで及び第31条の規定 公布の日
- (2) 第2条第4号、第10条から第12条まで、第16条から第18条まで（特別閲覧料に係る部分に限る。）及び第29条第2号（特別閲覧の許可に係る部分に限る。）の規定 この条例の施行の日後において公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第2条第1号及び第2号、第7条から第9条までの規定 前号に規定する規定の施行の日

日後において公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日  
(休館日の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から前項第2号に規定する規定の施行の日の前日までの博物館の休館日は、月曜日から金曜日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(施行前の準備)

3 この条例の規定に基づく講座室の利用の許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収は、この条例の施行の前日においてもこれを行うことができる。

4 この条例の規定に基づく特別閲覧の許可の手續及びこれに伴う特別閲覧料の徴収は、附則第1項第2号に規定する規定の施行の前日においてもこれを行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

区分			単位	金額
基本展示	個人	駿府城公園の一般	1回につき	500円
		東御門・巽櫓、高校生・大学生及び市内に		350円
		坤櫓及び日本居住する70歳以上の者		
		庭園と併せて小学生・中学生		120円
	上記以外の者	一般	1回につき	600円
		高校生・大学生及び市内に		420円
		居住する70歳以上の者		
		小学生・中学生		150円
団体	一般	1人1回につき	480円	
	高校生・大学生及び市内に		330円	
	居住する70歳以上の者			
小学生・中学生		120円		
企画展示	個人	1回につき		1,800円を限度として市長が定める額
	団体	1人1回につき		

備考

1 「駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園と併せて観覧する者」とは、駿府城

公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園を利用した日において観覧する者をいう。

- 2 「団体」とは、20人以上をいう。
- 3 「高校生・大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 5 「一般」とは、小学生・中学生、高校生・大学生及び市内に居住する70歳以上の者以外の者をいう。
- 6 企画展示の金額は、基本展示の観覧料を納付した場合又は第6条第2項の規定による企画展示を観覧しようとする場合に限り適用する。

別表第2（第16条関係）

区分	単位	特別観覧料
熟覧	1点1日につき	1,000円
模写		2,000円
模造		2,000円
撮影	1点1回につき	4,000円
写真原版使用		3,000円

## 備考

- 1 びょうぶは、1双を1点とする。
- 2 一揃いをなす卷子は、1巻を1点とする。
- 3 対幅は、1幅を1点とする。
- 4 その他の歴史資料は、各個を1点とする。

別表第3（第16条関係）

区分		使用料
午前	午前9時から正午まで	1,500円
午後1	午後1時から午後3時30分まで	1,250円
午後2	午後3時30分から午後6時まで	1,250円
午前・午後1	午前9時から午後3時30分まで	2,750円
午後1・午後2	午後1時から午後6時まで	2,500円
全日	午前9時から午後6時まで	4,000円

## 備考

- 1 第4条ただし書の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における使用料の額に当該額の25パーセントに相当する額を加算した額の3分の1に相当する額とする。
- 2 第5条ただし書の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第61号

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第62号

静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成27年静岡市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第63号

静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

静岡市固定資産評価審査委員会条例（平成15年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第64号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「第3項」の次に「及び第13条の2第2項」を加える。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項、第17条及び附則第13条第1項において同じ。)」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

第13条の2 次に掲げる者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が令第7条の4に規定する収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

2 前項各号に掲げる者に対しては、法人税割を課さない。ただし、これらの者が令第7条の4に規定する収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第23条第1項第4号及び第5号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第6号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを」を加え、同項第7号及び第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを」を加え、同項第10号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」

を加え、同項第11号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第27条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条第3項」を加える。

第27条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第43条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、「並びにこれ」を削り、「もの」の次に「(第13条の2第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)」を加える。

第52条第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、府令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第14条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第19条の2中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第30条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に

限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第31条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第55条第4項中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第59条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令

和4年」とする。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例(令和2年静岡市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、静岡市税条例第41条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、静岡市税条例第42条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、静岡市税条例第44条の改正規定を次のように改める。

第44条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第3条のうち、静岡市税条例附則第11条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第12条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第23条第1項の改正規定及び附則第14条の改正規定並びに次項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中第13条第2項及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第5項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中附則第19条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)第23条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の静岡市税条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項に規定する寄附金又は金銭については、な

お従前の例による。

- 3 新条例第27条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 5 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
(法人の市民税に関する経過措置)
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例第13条の2及び第43条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第13条の2第1項の規定（同項各号に掲げる法人に係る部分に限る。）は、令和3年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第43条第1項第3号に掲げるもので均等割のみを課されるものに対して課される令和2年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。  
(軽自動車税の種別割に関する経過措置)
- 8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第65号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円

を

」

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第66号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第2項中「、法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「並びに法第52条第4項及び法第54条第5項（これらの規定を）」を「、法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第54条第4項（）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第67号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号
静岡市船越生涯学習交流館	静岡市清水区船越三丁目12番74号

を

」

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号
-------------	----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第68号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を  
「第3節  
第4章  
特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。

雑則（第53条）

第3条第1項中「以下」の次に「この章から第3章までにおいて」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる

電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「第2項の規定により記載事項を提供しよう」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項の規定により同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第69号

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年静岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第90号）の規定に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第70号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水中河内小学校	静岡市清水区中河内2583番地の1
静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地
静岡市立清水和田島小学校	静岡市清水区和田島611番地

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

に

」

改める。

第2条 静岡市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島303番地
--------------	----------------

に

」

改める。

## 附 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第71号

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の一部を改正する条例

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例（平成28年静岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和36年法律第233号」を「昭和36年法律第223号」に改める。

第7条第2項中「避難準備情報」を「高齢者等の避難及びそれ以外の者の避難の準備に関する情報」に改め、「勧告及び」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第67号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年9月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「第23条第1号」を「第23条第2項第1号」に改め、同条第3項中「第23条第2号」を「第23条第2項第2号」に、「年金証書内容照会同意書」を「年金証書等内容照会同意書」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳は、様式第41号の3によるものとする。

別表備考（3）を削る。

様式第40号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第41号中「除く」を「除く。」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

様式第41号の2中「年金証書内容照会同意書」を「年金証書等内容照会同意書」に、「年金証書」を「年金証書等」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第45号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、令和3年7月1日以降の入院に要する費用の額について適用し、同日前の入院に要する費用の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、新規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第68号

静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年9月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部を改正する規則

静岡市外国人高齢者福祉手当規則（平成15年静岡市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

扶養親族等の数	受給者本人の所得額	配偶者又は扶養義務者の所得額
0人	1,695,000円	6,467,000円
1人	2,075,000円	6,716,000円
2人	2,455,000円	6,929,000円
3人	2,835,000円	7,142,000円
4人	3,215,000円	7,355,000円
5人	3,595,000円	7,568,000円
	1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき100,000円を、特定扶養親族にあつては1人につき250,000円を加算した額とする。 2 扶養親族等の数が6人以	1 所得税法で規定する老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人扶養親族1人につき60,000円を加算した額とする。 2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、7,568,000円に5人を超える数1人につき213,000円（扶養親族等が老人扶養親族であるときは273,000円）を加算した額とする。

	上の場合の限度額は、3,595,000円に5人を超える数1人につき380,000円（扶養親族等が、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは480,000円、特定扶養親族であるときは630,000円）を加算した額とする。	
--	--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市外国人高齢者福祉手当規則別表の規定は、令和3年4月分以後の月分の手当について適用する。

静岡市規則第69号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年9月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第70号

静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第123号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第27条」を「第27条第1項」に、「法第16条第1項第2号」を「法第15条の4又は第16条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第71号

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和3年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則（平成24年静岡市規則第77号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年10月26日から施行する。

# 議会規則

静岡市議会規則第1号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月14日

静岡市議会議長 鈴木和彦

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第79条第1項中「記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 議会告示

静岡市議会告示第1号

政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成17年静岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月14日

静岡市議会議長 鈴木和彦

第10条中「認印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。